

重 要 事 項 説 明 書

令和 6年 8月 1日 現在

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム くにさきの郷

『 指定介護老人福祉施設 』 重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。(大分県指定第 4472100587 号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果、要介護3～5と認定された方、及び要介護1または2の方のうち、特例入所の要件に該当する方が対象となります。

1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 くにさき福祉会
法人所在地	大分県国東市国東町浜崎2757-16
電話・FAX番号	電話 0978-74-1000 FAX 0978-74-1171
代表者氏名	理事長 花岡 雅州
設立年月日	平成16年 8月12日

2 ご利用施設

施設の種類	指定介護老人福祉施設 (平成17年4月1日指定 大分県 4472100587号)
施設の目的	当施設では、利用者が可能な限り日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、個人の尊厳と自立した生活を営むことができるよう支援し、必要なサービスを提供します。
施設の名称	特別養護老人ホーム くにさきの郷
施設の所在地	大分県国東市国東町浜崎2757-16
電話・FAX番号	電話 0978-74-1000 FAX 0978-74-1171
施設長名	福田 あゆみ
施設の運営方針	利用者の意志および人格を尊重し、一人ひとりのサービスに努めます。
開設年月日	平成17年 4月 1日

3 建設の概要

建物の構造	準耐火構造 鉄筋コンクリート平屋建て																																		
建物の延べ面積	4, 487. 52m ²																																		
入所定員	特養入所 80名 (8ユニット…1ユニット 10名)																																		
施設の周辺環境 (騒音・日当たり等)	緑に囲まれた、静かな場所にあり、また白砂青松の海岸にも近く、ゆったりとした時間が流れるすばらしい環境に恵まれています。																																		
居室等の概要	<p>当施設では以下の居室・設備をご用意しています。</p> <p>入居される居室は全室個室になります。</p> <table border="1"><thead><tr><th>居室・設備の種類</th><th>室数</th><th>面積</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>個室</td><td>80室</td><td>1,203.64m²</td><td></td></tr><tr><td>共同生活室</td><td>8室</td><td>299. 52m²</td><td></td></tr><tr><td>浴室</td><td>8室</td><td>93. 64m²</td><td></td></tr><tr><td>特殊浴室</td><td>1室</td><td>28. 05m²</td><td>ショートステイと共に</td></tr><tr><td>医務室</td><td>1室</td><td>17. 18m²</td><td>ショートステイと共に</td></tr><tr><td>理美容室</td><td>1室</td><td></td><td>ショートステイと共に</td></tr><tr><td>地域交流スペース</td><td>1室</td><td>177. 87m²</td><td>ショートステイと共に</td></tr></tbody></table>			居室・設備の種類	室数	面積	備考	個室	80室	1,203.64m ²		共同生活室	8室	299. 52m ²		浴室	8室	93. 64m ²		特殊浴室	1室	28. 05m ²	ショートステイと共に	医務室	1室	17. 18m ²	ショートステイと共に	理美容室	1室		ショートステイと共に	地域交流スペース	1室	177. 87m ²	ショートステイと共に
居室・設備の種類	室数	面積	備考																																
個室	80室	1,203.64m ²																																	
共同生活室	8室	299. 52m ²																																	
浴室	8室	93. 64m ²																																	
特殊浴室	1室	28. 05m ²	ショートステイと共に																																
医務室	1室	17. 18m ²	ショートステイと共に																																
理美容室	1室		ショートステイと共に																																
地域交流スペース	1室	177. 87m ²	ショートステイと共に																																
<p>※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設・設備です。</p>																																			
<p>☆ 居室の変更</p> <p>ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。</p> <p>また、ご契約者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。</p> <p>その際には、ご契約者や、ご家族等と協議のうえ決定するものとします。</p>																																			

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	職務内容	常勤換算	指定基準
施設長	施設の運営・管理	常勤 1名	1名
生活相談員	入所者の生活相談	常勤 1名	1名
介護職員(入所)	入所者の介護	常勤 41名 非常勤 2名	27名
“ (ショートステイ)	“	常勤 5名 非常勤 1名	4名
看護職員	入所者の看護	常勤 4名 非常勤 1名	2名
“ (ショートステイ)	“	常勤 1名	1名
機能訓練員	入所者の機能訓練	常勤 1名	1名
管理栄養士	入所者の栄養管理	常勤 1名	1名
栄養士	入所者の食事管理	常勤 1名	1名
介護支援専門員	入所者の介護プラン作成	常勤 2名 非常勤 1名	1名
医師	医師による健康管理	非常勤 1名	1名

§ ユニット毎に常勤のユニットリーダーを配置しています。

§ ユニットリーダー研修修了者が2名以上います。

《主な職種の勤務体制》

職種	勤務体制
医師	毎週：火曜日 13:00～14:00
介護職員	早出 7:00～16:00 日勤 10:00～19:00 遅出 12:00～21:00 夜勤 21:00～翌日7:00
看護職員	早出 7:00～16:00 日勤 8:00～17:00 遅出 10:00～19:00
機能訓練指導員	日勤 8:30～17:30
生活相談員	日勤 8:30～17:30
介護支援専門員	日勤 8:30～17:30
管理職・事務職	日勤 8:30～17:30

§ 勤務時間は各職種、ユニット毎により、変動があります。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて(1)利用料金が介護保険から給付される場合、(2)利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合があります。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

入浴	・入浴または清拭は週2回以上行います。 ・ねたきりの方でも機械浴槽を使用して入浴できます。 ・入浴介助や洗髪、口腔衛生介助も行います。
排泄	・排泄介助を行います。 ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練 健康管理	・機能訓練員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。 ・医師や看護職員が、健康管理を行います。夜間の病状の変化に伴う緊急時の対応については、24時間連絡体制を確保しております。
食事	・当施設では栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 <食事時間>　朝食:8時～　　昼食:12時～　　夕食:17時30分～ ※時間外でも個々の状況に応じて対応いたします。 ・ご利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としていますが、お一人で食べれない方は食事介助をします。
その他	・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行えるよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金》

- ◎ 下記の料金表によって、ご契約者の要介護度等に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と所得段階により異なります。介護保険被保険者証と介護保険割合負担証を提示してください。
- ◎ 下記料金には、看護体制加算、個別機能訓練加算、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算が含まれますが、職員配置により加算内容が変わることがあります。
- ◎ 下記料金の一月の利用合計額に14.0%の介護職員等処遇改善加算が加わります。

(単位:円／1日当たり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	7,610円	8,310円	9,060円	9,770円	1,0460円
自己負担(1割)	761円	831円	906円	977円	1,046円
自己負担(2割)	1,522円	1,662円	1,812円	1,954円	2,092円
自己負担(3割)	2,283円	2,493円	2,718円	2,931円	3,138円

- ◎ 入所した日から30日以内の期間、または30日を超える入院後に再入所した場合は、1日につき30円いただきます。
- ◎ 安全対策体制加算　入所時1回限り 20円
- ◎ 療養食(糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食・及び特別な場合の検査食)を提供した場合は、1日3回まで1回につき6円いただきます。

- ◎ 配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間 650円 深夜 1,300円
通常の勤務時間外(早朝・夜間及び深夜を除く) 325円
- ◎ 病院または診療所への入院を要した場合、及び居宅における外泊をした場合は、1ヶ月に6日まで外泊の初日・最終日を除き介護費用に替えて1日につき 246円 いただきます。
- ◎ 医師が回復の見込みがないと判断され、入所者またはご家族の同意を得て、看取り介護に関する計画が作成され、看取り介護が行われた場合、
 - 死亡日以前 31~45日……1日につき 72円
 - 死亡日以前 4~30日……1日につき 144円
 - 死亡日の前々日及び前日…1日につき 780円
 - 死亡日……………1日につき 1,580円

※ ご契約者に提供する食事の材料に係わる費用は別途いただきます。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご契約者の負担額を変更いたします。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

居 室	・1日につき 2,066 円 いただきます。(電気料は含まれています。)
食 事	・1日につき 1,445 円 いただきます。
理容・美容	利用料金 理容・美容 : 実費 ※ 施設提携の理髪店が行う場合 カット : 2,000円
レクリエーション ・クラブ活動	・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金 : 材料代等の実費をいただきます。
複写物の交付	・ご契約者及びご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、複写物を必要とする場合には、交付いたします。
日常生活上必要となる諸費用	・日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者及びご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。(オムツ代は介護費用に含まれています。) 衣類・歯磨き粉・歯ブラシ・ティッシュペーパー等
その他の雑費	・ご契約者及びご利用者の希望により提供された特別な介護(医療)材料については、その実費をご契約者に負担していただきます。

※ 介護福祉施設サービスの利用にあたり、特定入所者介護サービス費の認定を受け、サービス利用時に認定証を提示していただければ、食事と居室にかかる費用の減免が受けられます。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、厚労省・県の通達後速やかにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算してご請求しますので、翌月20日までにお支払いください。お支払いは原則として施設の指定する金融機関口座からの自動引き落としをいたします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

◎ 金融機関からの自動引き落とし

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、どこの医療機関でも受けることができますが、ご契約者及びご利用者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることもできます。
(ただし下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。引き続き在宅での主治医の診療をご希望される方は、原則家族の方の対応となります。)

嘱託医	名称	あさひクリニック
	所在地	〒 873-0513 国東市国東町綱井432-7
	医師	二宮 浩一
	電話番号	0978-72-0365
協力医療機関	名称	国東市民病院
	所在地	〒 873-0298 国東市安岐町下原1456
	電話番号	0978-67-1211
	名称	あおぞら病院
	所在地	〒 873-0511 国東市国東町小原2650番地
	電話番号	0978-72-0455
	名称	別府湾腎泌尿器病院
	所在地	〒 874-0000 別府市北石垣深町851番地
	電話番号	0977-66-4111
協力歯科医療機関	名称	栗林歯科医院
	所在地	〒873-0503 国東市国東町鶴川398
	電話番号	0978-72-0038

6 サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者及びご利用者に対してサービスの提供にあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、生活環境の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態等の必要な事項について、医師、看護職員と連携のうえご契約者及びご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助をおこないます。
- ⑤ ご利用者に提供したサービスについての記録を作成し、その他の記録物も含め、5年間保管するとともに、ご契約者及びご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に症状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な処置を講じます。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者及びご利用者または他のご利用者ご家族等に関する事項を、正当な理由無く第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者及びご利用者と契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

7 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

持込の制限	・入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。 ペットおよびナイフ、包丁、小刀等の刃物 マッチ、ライター等の点火器材
面　会	・面会時間　　9時～17時(状況により変更もあります) 面会簿にご記入ください。 ※ 来訪時は、その都度職員にお申し出ください。
外出・外泊	・外出、外泊される場合は、事前にお申し出ください。 ・外泊の場合は前日までに申し出ください。 ・食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。 ※ 外出・外泊許可申請書がユニットにありますので、職員に申し出ください。
施設・設備の 使用注意	・居室および共用施設、敷地を本来の用途に従って利用してください。 ・故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者及びご利用者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上の必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫 煙	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙は自由ですが、喫煙スペース以外での喫煙はできません。 面会の方も同様です。

8 損害賠償

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生については、ご契約者及びご利用者にも故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。以下の場合には、事業者の責めに帰すべき事由が認められない限り、ご利用者に生じた損害を賠償いたしません。

- ① ご契約者及びご利用者が、契約締結時に、ご自身の心身の状況や病歴等について、故意に告げずまたは虚偽に告げたことがもっぱらの原因として発生した損害
- ② ご利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項(その日の体調や健康状態等)を事業者が確認する際に、故意に告げず、虚偽に告げたことがもっぱらの原因として発生した損害
- ③ ご利用者の、急な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由をもっぱらの原因として発生した損害(不慮の事故等)
- ④ ご利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為をもっぱらの原因として発生した損害

9 施設を退所していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立または要支援1・2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者及びご利用者から退所の申し出があった場合
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合

(1) ご契約者及びご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者及びご利用者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合

- ③ ご利用者が3ヶ月を超える入院をされた場合、3ヶ月を超える入院と見込まれる場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用・信頼関係等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用・信頼関係等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者及びご利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項についてこれを故意に告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金が6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者及びご利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用・信頼関係等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者及びご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者及びご利用者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

10 医療機関に入院の場合

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。
検査入院等、6日以内の入院の場合は、退院後再び当施設へ入所できます。

6日以内の短期入院の場合	ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。 利用料：介護給付の外泊費用、及び居室料
7日間以上3ヶ月以内の入院の場合	7日以上3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるものとします。入院期間中に居室を短期入所生活介護

(続き) 7日間以上3ヶ月以内 の入院の場合	(ショートステイ)の居室として使用させていただく場合があります。その場合はご契約者に相談いたします。また、入院中でも居室料はお支払いしていただきます。ただし、ショートステイで居室を利用させていただいた場合はこの限りではありません。
3ヶ月以内の退院が 見込まれない場合	3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には契約を一旦解除いたします。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 くにさきの郷

説明者職名 担 当 者 氏 名 印

職 名 ()

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 大分県国東市国東町浜崎2757-16

氏 名 特別養護老人ホーム くにさきの郷

施設長 福 田 あ ゆ み 印

電話番号 (0978) 74 - 1000

ご利用者住所

氏 名 印

電話番号 () -

申込者 住所

氏 名 印

電話番号 () -